

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
2 事務の取扱いに関する一般的事項 2-1 監督事務の取扱い 2-1-1 金融庁進達事項の処理 規則第5条第1項の規定により、法第3条の免許申請者から財務局に対し、免許の申請があったとき、又は規則第82条の規定により、信託会社から財務局に対し、信託業法施行令（平成16年政令第427号。以下「令」という。）第20条の規定において金融庁長官の権限のうち財務局長（福岡財務支局長を含む。以下同じ。）へ委任されている権限以外の権限に係る認可等の申請があったときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して、<u>銀行・証券監督局長</u>に進達するものとする。 2-2 類似商号使用者等に対する警告等 2-2-2 類似商号使用者等及び無免許又は無登録業者に対する警告等 （1）～（4）[略] （5）財務局長は（1）から（4）までの措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所在地、業務内容及び規模等について速やかに<u>銀行・証券監督局長</u>へ報告するものとする。	2 事務の取扱いに関する一般的事項 2-1 監督事務の取扱い 2-1-1 金融庁進達事項の処理 規則第5条第1項の規定により、法第3条の免許申請者から財務局に対し、免許の申請があったとき、又は規則第82条の規定により、信託会社から財務局に対し、信託業法施行令（平成16年政令第427号。以下「令」という。）第20条の規定において金融庁長官の権限のうち財務局長（福岡財務支局長を含む。以下同じ。）へ委任されている権限以外の権限に係る認可等の申請があったときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して、<u>監督局長</u>に進達するものとする。 2-2 類似商号使用者等に対する警告等 2-2-2 類似商号使用者等及び無免許又は無登録業者に対する警告等 （1）～（4）[略] （5）財務局長は（1）から（4）までの措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所在地、業務内容及び規模等について速やかに<u>監督局長</u>へ報告するものとする。

改 正 後	現 行
(6) [略] 2-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 2-3-3 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） 法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。 (1) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 財務局所管の信託会社等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>に対し、照会書面を原則として速やかに電子メール等により送付する。 <u>[削除]</u>	(6) [略] 2-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 2-3-3 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） 法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。 (1) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁監督局総務課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁監督局総務課</u>は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 財務局所管の信託会社等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁監督局総務課</u>に対し、照会書面を原則として速やかに電子メール等により送付する。 <u>(注) 財務局においては、照会書面を金融庁監督局総務課に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。</u>

改 正 後	現 行
(2) [略] 2-3-4 グレーゾーン解消制度 産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第7条第1項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、「グレーゾーン解消制度」、「規制のサンドボックス制度」及び「新事業特例制度」の利用の手引き（令和4年7月15日経済産業省）（以下、同省による改正後のものを含め、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。 (1) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁総合政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁総合政策課</u>は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書の提出先が二以上の主務大臣であるときは、他の主務大臣に対し、その確認を求めるものとする。 財務局所管の信託会社等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁総合政策課</u>に対し、照会書を速やかに送付す	(2) [略] 2-3-4 グレーゾーン解消制度 産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第7条第1項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、「グレーゾーン解消制度」、「規制のサンドボックス制度」及び「新事業特例制度」の利用の手引き（令和4年7月15日経済産業省）（以下、同省による改正後のものを含め、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。 (1) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書の提出先が二以上の主務大臣であるときは、他の主務大臣に対し、その確認を求めるものとする。 財務局所管の信託会社等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>に対し、照会書を速やか

改 正 後	現 行
る。 <u>〔削除〕</u> (2) 照会書受領後の流れ 照会書を受け付けた後は、<u>総合政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正、追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。 ①～③ [略] (3) 回答 照会書を回付された課室は、<u>総合政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書が照会窓口到達してから原則として1ヶ月以内に提出者に対し強化法命令様式第十一による回答書を交付するものとする。 また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況	に送付する。 <u>（注）財務局においては、照会書を金融庁総合政策局総合政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。</u> (2) 照会書受領後の流れ 照会書を受け付けた後は、<u>総合政策局総合政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正、追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。 ①～③ [略] (3) 回答 照会書を回付された課室は、<u>総合政策局総合政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書が照会窓口到達してから原則として1ヶ月以内に提出者に対し強化法命令様式第十一による回答書を交付するものとする。 また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況

改正後	現 行
に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間 1 ヶ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。 2－5 行政指導等を行う際の留意点等 2－5－1 行政指導等を行う際の留意点 信託会社等に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 6 号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。 （１）～（３） [略] （４）行政指導の方式（行政手続法第 35 条） ① [略] ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか<u>（ただし、行政手続法第 35 条第 4 項各号に該当する場合を除く。）</u>。 [略] 3 運用型信託会社	に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間 1 ヶ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。 2－5 行政指導等を行う際の留意点等 2－5－1 行政指導等を行う際の留意点 信託会社等に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 6 号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。 （１）～（３） [略] （４）行政指導の方式（行政手続法第 35 条） ① [略] ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか<u>（ただし、行政手続法第 35 条第 3 項各号に該当する場合を除く。）</u>。 [略] 3 運用型信託会社

改正後	現 行
3－1 行政報告 (1) 財務局長は、各四半期末現在における運用型信託会社の状況について、別紙様式 9 により各四半期末の翌月 20 日までに<u>銀行・証券監督局長</u>へ報告するものとする。 (2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。 ①～⑪ [略] 4 運用型外国信託会社 4－1 行政報告 財務局長は、法第 58 条第 1 項の規定による報告及び資料の提出の命令を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。 5 管理型信託会社 5－1 行政報告 (1) 財務局長は、各四半期末現在における管理型信託会社の状況について、別紙様式 16 により各四半期末の翌月 20 日までに<u>銀行・証券監督局長</u>へ報告するものとする。	3－1 行政報告 (1) 財務局長は、各四半期末現在における運用型信託会社の状況について、別紙様式 9 により各四半期末の翌月 20 日までに<u>監督局長</u>へ報告するものとする。 (2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。 ①～⑪ [略] 4 運用型外国信託会社 4－1 行政報告 財務局長は、法第 58 条第 1 項の規定による報告及び資料の提出の命令を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。 5 管理型信託会社 5－1 行政報告 (1) 財務局長は、各四半期末現在における管理型信託会社の状況について、別紙様式 16 により各四半期末の翌月 20 日までに<u>監督局長</u>へ報告するものとする。

改正後	現 行
(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。 ①～⑥ [略] 6 管理型外国信託会社 6-1 行政報告 (1) 財務局長は、各四半期末現在における管理型外国信託会社の状況について、別紙様式 17 により各四半期末の翌月 20 日までに<u>銀行・証券監督局長</u>へ報告するものとする。 (2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。 ①～⑧ [略] 7 自己信託 7-1 行政報告 (1) 財務局長は、各四半期末現在における自己信託に係る法第 50 条の 2 第 1 項の登録の状況について、別紙様式 21 により各四半期末の翌月 20 日までに<u>銀行・証券監督局長</u>へ報告するものとする。	(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。 ①～⑥ [略] 6 管理型外国信託会社 6-1 行政報告 (1) 財務局長は、各四半期末現在における管理型外国信託会社の状況について、別紙様式 17 により各四半期末の翌月 20 日までに<u>監督局長</u>へ報告するものとする。 (2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。 ①～⑧ [略] 7 自己信託 7-1 行政報告 (1) 財務局長は、各四半期末現在における自己信託に係る法第 50 条の 2 第 1 項の登録の状況について、別紙様式 21 により各四半期末の翌月 20 日までに<u>監督局長</u>へ報告するものとする。

改正後	現 行
(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。 ①～④ [略]	(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。 ①～④ [略]
8 特定信託業者	8 特定信託業者
8－1 行政報告	8－1 行政報告
(1) 財務局長は、四半期末現在における法第 51 条第 1 項に規定する信託の受託者（以下「特定信託業者」という。）の状況について、別紙様式 22 により各四半期末の翌月 20 日までに<u>銀行・証券監督局長</u>へ報告するものとする。	(1) 財務局長は、四半期末現在における法第 51 条第 1 項に規定する信託の受託者（以下「特定信託業者」という。）の状況について、別紙様式 22 により各四半期末の翌月 20 日までに<u>監督局長</u>へ報告するものとする。
(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。 ①～③ [略]	(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。 ①～③ [略]
9 特定大学技術移転事業承認事業者（承認 T L O）	9 特定大学技術移転事業承認事業者（承認 T L O）
9－1 行政報告	9－1 行政報告
(1) 財務局長は、四半期末現在における承認事業者の状況について、別紙様式 23 により各四半期末の翌月 20 日までに<u>銀行・証券監督局長</u>へ報告するものとする。	(1) 財務局長は、四半期末現在における承認事業者の状況について、別紙様式 23 により各四半期末の翌月 20 日までに<u>監督局長</u>へ報告するものとする。

改正後	現 行
(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。 ①～⑤ [略]	(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。 ①～⑤ [略]
10 信託契約代理店	10 信託契約代理店
10-1 行政報告	10-1 行政報告
(1) 財務局長は、各四半期末現在における信託契約代理店の状況について、別紙様式 24 により各四半期末の翌月 20 日までに<u>銀行・証券監督局長</u>へ報告することとする。	(1) 財務局長は、各四半期末現在における信託契約代理店の状況について、別紙様式 24 により各四半期末の翌月 20 日までに<u>監督局長</u>へ報告することとする。
(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。 ①～⑤ [略]	(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。 ①～⑤ [略]
11 信託兼営金融機関関係	11 信託兼営金融機関関係
11-1 信託兼営金融機関の監督事務の取扱い	11-1 信託兼営金融機関の監督事務の取扱い
11-1-1 信託兼営認可申請の処理 兼営法第 1 条第 1 項に基づく信託兼営の認可申請があったときは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 16 号。以下「兼営法規則」という。）第 43 条の規定により、事情を調査の上、財務局の意見を付して、<u>銀行・証券監督局長</u>に進達するものとする。	11-1-1 信託兼営認可申請の処理 兼営法第 1 条第 1 項に基づく信託兼営の認可申請があったときは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 16 号。以下「兼営法規則」という。）第 43 条の規定により、事情を調査の上、財務局の意見を付して、<u>監督局長</u>に進達するものとする。

改 正 後	現 行
る。 1 1－1－2 行政報告 財務局長は、次に掲げる委任事項についての行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。ただし、④に関しては、金融庁の指示により、決算等に関する提出資料の各様式の改正に係る報告徴求命令をした場合には、この限りでない。 ①～⑤ [略] 1 1－9 特定信託受益権を発行する場合に係る留意事項 信託兼営金融機関が特定信託受益権（資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第2条第9項に規定する特定信託受益権をいう。以下同じ。）の発行による為替取引を行う場合には、兼営法規則第21条第7項に基づく帳簿書類の作成、同規則第22条第10項に基づく利用者保護措置並びに同条第11項、第12項、第14項及び第15項に基づく利用者への情報提供等の必要な措置を行うこととしているか。 具体的な監督上の着眼点については、事務ガイドライン「第三分冊：金融会社関係 14. 資金移動業者関係」の「Ⅱ－2－1－2 取引時確認等の措置」、「Ⅱ－2－2－1 利用者保護措置」、「Ⅱ－2－3 事務運営」及び「<u>Ⅱ－2－8 電子決済手段関連業務を行う場合</u>」等に準じて取り扱うものとし、その他必要に応じて当該事務ガイドラインを参照するものとする。 1 3 企業価値担保権信託会社	1 1－1－2 行政報告 財務局長は、次に掲げる委任事項についての行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。ただし、④に関しては、金融庁の指示により、決算等に関する提出資料の各様式の改正に係る報告徴求命令をした場合には、この限りでない。 ①～⑤ [略] 1 1－9 特定信託受益権を発行する場合に係る留意事項 信託兼営金融機関が特定信託受益権（資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第2条第9項に規定する特定信託受益権をいう。以下同じ。）の発行による為替取引を行う場合には、兼営法規則第21条第7項に基づく帳簿書類の作成、同規則第22条第10項に基づく利用者保護措置並びに同条第11項、第12項、第14項及び第15項に基づく利用者への情報提供等の必要な措置を行うこととしているか。 具体的な監督上の着眼点については、事務ガイドライン「第三分冊：金融会社関係 14. 資金移動業者関係」の「Ⅱ－2－1－2 取引時確認等の措置」、「Ⅱ－2－2－1 利用者保護措置」、「Ⅱ－2－3 事務運営」及び「<u>Ⅱ－2－7 電子決済手段関連業務を行う場合</u>」等に準じて取り扱うものとし、その他必要に応じて当該事務ガイドラインを参照するものとする。 1 3 企業価値担保権信託会社

改 正 後	現 行
1 3 - 1 企業価値担保権信託会社の監督事務の取扱い 1 3 - 1 - 1 行政報告 (1) 財務局長は、各四半期末現在における企業価値担保権専門信託会社の状況について、別紙様式 26 により各四半期末の翌月 20 日までに<u>銀行・証券監督局長</u>へ報告するものとする。 (2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>銀行・証券監督局長</u>に報告するものとする。 ①～③ [略] <u>[削除]</u> ④ 推進法第 44 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 4 項並びに<u>企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令（以下「企業価値担保権信託府令」という。）</u>第 13 条第 1 項第 3 号の規定による届出の受理 ⑤～⑦ [略] 1 3 - 2 - 2 人的構成に照らした業務遂行能力の審査 申請者が推進法第 35 条第 1 項第 3 号及び企業価値担保権信託府令第 7 条第 2 号に掲げる業務遂行能力等に関する基準を満たしているか否かについては、1 3 - 2 - 1（7）の書面等の記載内容に照らして、以下により判断することとする。なお、これらはあくまでも例示であり、その行う	1 3 - 1 企業価値担保権信託会社の監督事務の取扱い 1 3 - 1 - 1 行政報告 (1) 財務局長は、各四半期末現在における企業価値担保権専門信託会社の状況について、別紙様式 26 により各四半期末の翌月 20 日までに<u>監督局長</u>へ報告するものとする。 (2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。 ①～③ [略] ④ <u>推進法第 41 条及び企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令（以下「企業価値担保権信託府令」という。）第 12 条の規定による報告の受理</u> ⑤ 推進法第 44 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 4 項並びに<u>企業価値担保権信託府令第 13 条第 1 項第 3 号の規定による届出の受理</u> ⑥～⑧ [略] 1 3 - 2 - 2 人的構成に照らした業務遂行能力の審査 申請者が推進法第 35 条第 1 項第 3 号及び企業価値担保権信託府令第 7 条第 2 号に掲げる業務遂行能力等に関する基準を満たしているか否かについては、1 3 - 2 - 1（7）の書面等の記載内容に照らして、以下により判断することとする。なお、これらはあくまでも例示であり、その行う

改正後	現 行
べき体制整備等は申請者が行おうとする企業価値担保権に関する信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。 (1) [略] (2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査 ① 経営体制（役員又は従業員の確保状況） イ. <u>企業価値担保権に関する信託業務の営業の本部機能を有する部門に、企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識を有する者を配置することとなっているか。</u>うち少なくとも1名は、企業価値担保権に関する信託業務（他の担保権信託その他の信託業務及び他の担保権信託業務に類似する業務（13-2-1（6）注参照）を含む。）に3年以上携った経験を有する者であるか。 （注）「<u>企業価値担保権に関する信託業務の営業の本部機能を有する部門</u>」は、他の部門（内部管理に関する業務を行う部門を除く。）から独立した体制であることは要しない。 ロ. ～ホ. [略] ② 業務運営体制 イ. ～ニ. [略] ホ. 信託約款等を策定・変更する際に、<u>企業価値担保権に関する信託業務の営業の本部機能を有する部門とは独立した部門において法令及び会計上の検討を行うなど相互牽制機能が十分に働く</u>	べき体制整備等は申請者が行おうとする企業価値担保権に関する信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。 (1) [略] (2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査 ① 経営体制（役員又は従業員の確保状況） イ. <u>企業価値担保権に関する信託業務の本部機能を有する部門に、企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識を有する者を配置することとなっているか。</u>うち少なくとも1名は、企業価値担保権に関する信託業務（他の担保権信託その他の信託業務及び他の担保権信託業務に類似する業務（13-2-1（6）注参照）を含む。）に3年以上携った経験を有する者であるか。 （注）「<u>企業価値担保権に関する信託業務の本部機能を有する部門</u>」は、他の部門（内部管理に関する業務を行う部門を除く。）から独立した体制であることは要しない。 ロ. ～ホ. [略] ② 業務運営体制 イ. ～ニ. [略] ホ. 信託約款等を策定・変更する際に、<u>営業の本部機能を有する部門とは独立した部門において法令及び会計上の検討を行うなど相互牽制機能が十分に働く体制が整備されているか。</u>

改 正 後	現 行
体制が整備されているか。 へ. [略] (注) [略] ③ [略]	へ. [略] (注) [略] ③ [略]